

随意契約理由書

件名	料金箱(小田原機器製)の修理		
契約の相手方	株式会社小田原機器 関西営業所		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 2 号に該当		
随意契約の理由			
当局が、市バス車両に車載する料金箱システムを機能させるためには、小田原機器製のデータプログラムが必要であり、これらシステムを構成する機器を修理するにあたり、メーカー独自の専門的で、且つ高度な技術・知識とノウハウを要する。 さらに、ICカード処理する機器には、スルツとKANSAI 共通仕様があり、セキュリティの関係で、他の業者では取り扱えない。 よって、当局が使用する料金箱のメーカーである「株式会社小田原機器 関西営業所」を契約の相手として指定する。			
担当部署 (問合せ先)	交通局 自動車部 市バス車両課 車両計画係 (電話番号 078-992-3333)		